

徳島県告示第四百七十二号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第一百五十八号。以下「法」という。）第百八条第五項において準用する法第百五条の二第四項の規定により、次の加入区の特定第二号漁業者の同意が法第百八条第二項に規定する要件に適合すると認めるので、公示する。

令和六年九月二十七日

徳島県知事 後藤田 正 純

法第百四条第二号に掲げる漁業

加入区の名称	加入区の区域	漁業の区分
福村加入区	福村漁業協同組合の地区	小型定置漁業以外の漁業（使用する漁船の合計総トン数が十トン未満のもの）
北灘町大浦加入区	北灘漁業協同組合の地区のうち北灘町宿毛谷、大浦及び鳥ケ丸の区域	まき網を使用して行う漁業（使用する漁船の合計総トン数が二十トン以上百トン未満のもの）及び小型定置漁業